



2019年度(平成31年度)
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

設備の高効率化改修支援事業(全般)

3次公募説明資料

2019年8月
一般社団法人 温室効果ガス審査協会
ASSET事業運営センター



(目 次)

1. 設備の高効率化改修支援事業全般の概要

I 設備事業

II 熱利用事業

III 温泉事業

IV PCB事業

2. I ~ IV事業の特徴他

3. I ~ IV事業の一般共通事項

1. 設備の高効率化改修支援事業の概要 (1/4)

2030年度において、温室効果ガスを2013年度比26.0%減との中期目標に向けて、分野を問わずCO₂排出量削減を着実に実行する必要があります。削減目標達成には、熱利用をはじめとする脱炭素型社会の実現や民生部門における省エネ手法等を一般化し普及を図ることが必要です。そのために本事業は、次の4つの事業を対象としています。

- I 設備の高効率化改修による省CO₂促進事業（設備事業）
- II 热利用設備の低炭素・脱炭素化による省CO₂促進事業
(熱利用事業)
- III 温泉供給設備高効率化改修による省CO₂促進事業（温泉事業）
- IV PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業（PCB事業）

1. 設備の高効率化改修支援事業の概要 (2/4)

I 設備事業

地方公共団体・民生部門で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・追加により大幅なエネルギー効率の改善とCO₂の削減に直結するものに対して、部品交換・追加等に必要な経費の一部を支援。

II 熱利用事業

熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する設備導入に必要な経費及びCO₂削減効果分析に係る経費の一部を支援。

1. 設備の高効率化改修支援事業の概要 (3/4)

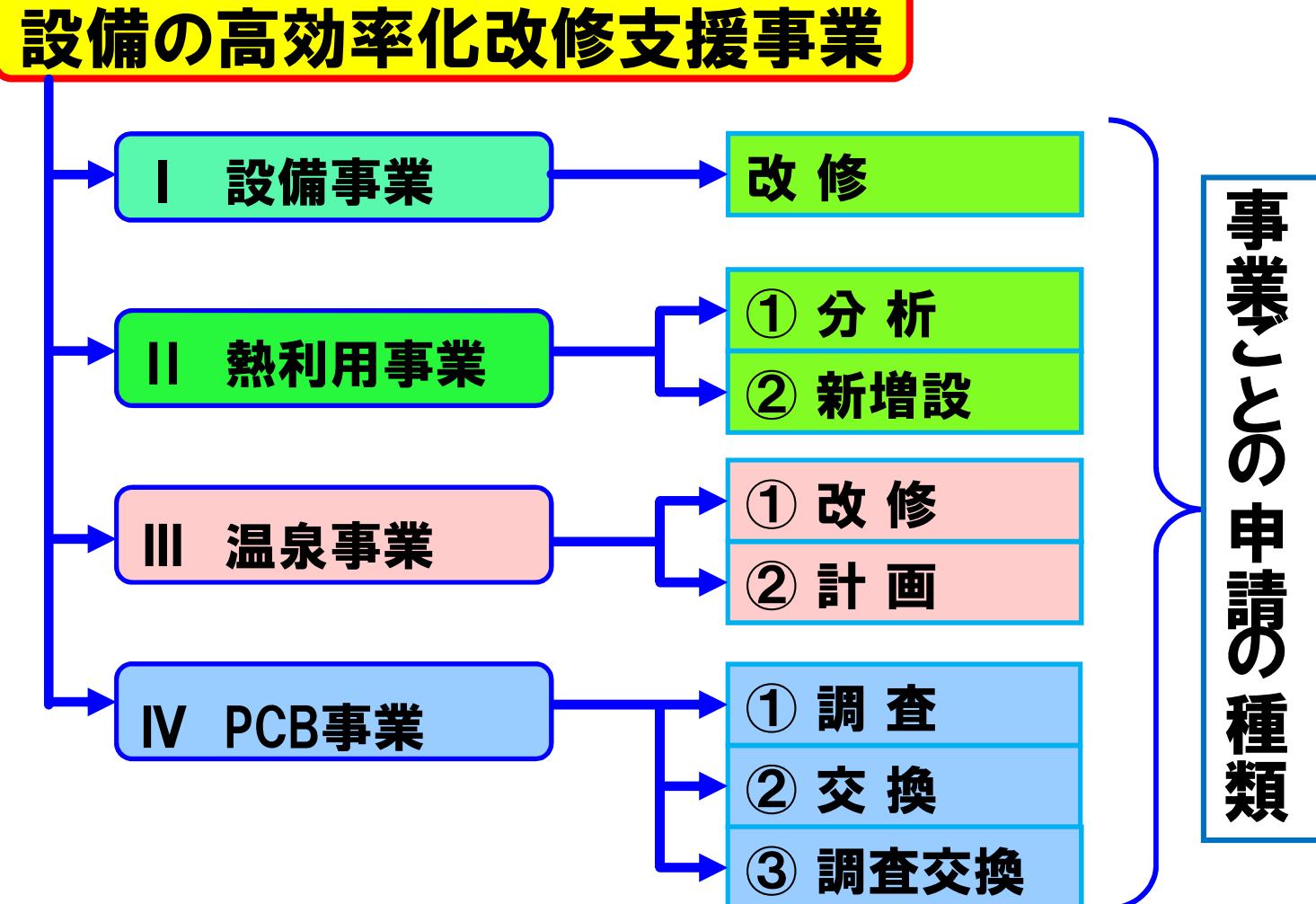
III 温泉事業

温泉供給事業者等において老朽化した配湯設備の更新にあたり、よりエネルギー効率とCO₂削減の実現が見込まれる高断熱配管等の導入に必要な経費の一部を支援。

IV PCB事業

使用中のPCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、照明器具のPCB使用の有無に係る調査費、LED照明器具の導入及び設置に係る費用の一部を支援。

1. 設備の高効率化改修支援事業の概要 (4/4)



2. 各事業の特徴他

事業	公募期間	応募～交付決定までの手順	事業期間	補助率 交付規程別表第1による
I 設備 事業	'19年8月22日 ～ '19年9月12日 注:3次公募の結果、予算に余裕があれば、4次公募を実施する場合がある。	1 応募申請 2 審査 3 採択 4 交付申請 5 交付決定 (事業開始)	単年度事業 交付決定日～ '20年2月29日	補助対象経費の 1/3, 1/2, 2/3
II 熱利用 事業			複数年度事業 (最長2年度) 交付決定日～ '20年2月29日 ('21年2月28日) ※ただし、熱利用事業の3次公募は単年度事業のみ。	・分析:補助対象経費 (上限100万円) ・新增設:補助対象経費 の1/2, 2/3
III 温泉 事業				・改修:補助対象経費 の1/2 ・計画:補助対象経費 (上限1000万円)
IV PCB 事業	'19年4月23日 ～ '20年1月31日 注:予算に達し次第締め切る	1 交付申請 2 審査 3 交付決定 (事業開始) 注:交付決定を採択とする	単年度事業 交付決定日～ '20年2月29日	・調査:補助対象経費の 1/10(上限50万円) ・交換:補助対象経費の 1/2

3. 一般共通事項（目次）

- 1. 補助金の応募をされる皆様へ**
- 2. 事業内容**
 - ・対象事業の基本的要件
 - ・応募者・代表事業者・共同事業者
 - ・補助対象となる経費について
 - ・補助事業期間
- 3. 補助金の交付方法等**
- 4. 応募方法等**
- 5. 留意事項等**

1. 補助金の応募をされる皆様へ

(3次公募要領p.2)

1. 虚偽の内容を記載・提出した場合等は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることができます。
2. 交付決定通知前の発注・支出は交付対象になりません。
3. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に協会の承認を受けなければなりません。
4. 補助事業の実施中または完了後に、必要に応じて現地調査等を行います。
5. 補助金に係る不正行為に対しては、法律に刑事罰等を課す旨規定されています。
6. 「暴力団排除に関する誓約書」の誓約が必要です。
7. 「個人情報のお取り扱いについて」同意書の同意が必要です。

1. 補助金の応募をされる皆様へ (3次公募の対象)

3次公募の対象事業は次の3事業となります。

- I 設備の高効率化改修による省CO₂促進事業
(設備事業)
- II 熱利用設備の低炭素・脱炭素化による
省CO₂促進事業(熱利用事業)
- III 温泉供給設備高効率化改修による
省CO₂促進事業(温泉事業)

注:単年度事業のみが3次公募の対象となります。

**複数年度事業(最長2年度)は3次公募の対象外
となります。**

- IV

なお、PCB事業については2020年1月31日まで引き続き公募
を実施中です。

2. 事業内容 (1) 対象事業の基本的要件

(3次公募要領p.5)

- ① 低炭素化に効果的な**規制等対策強化の検討**に資すること。
- ② 補助事業を行うための**実績・能力・実施体制**を有すること。
- ③ 公募要領「別紙1」に示す**暴力団排除**に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けて行われる事業ではないこと。（固定価格買取制度による売電を行われないものであることを含む。）

2. 事業内容 (2) 応募者・代表事業者・共同事業者 (交付規程 p.1)

＜応募者＞

補助事業に参画する**全ての事業者が各事業の「補助金の交付を申請できる者」に該当すること。**

＜代表事業者・共同事業者＞

○代表事業者…補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、**当該補助事業により財産を取得するもの**

○共同事業者…代表事業者と共同で事業を実施する事業者

2. 事業内容 (3) 応募者・代表事業者・共同事業者 (3次公募要領p.7,8,9)

- 注1 代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。
- 注2 応募手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者による代行も可



ファイナンスリースを利用する場合

- ※ **代表事業者はファイナンスリース事業者**
- ※ リース料から補助金相当額が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提出が必要
- ※ **PCB事業においてはリースは補助対象外です。**

2. 事業内容 (4) 補助対象となる経費について (交付規程 p.8~15)

- ① 交付決定日から2020年2月29日までの経費が対象
- ② 補助対象設備の整備・改修に係る経費が対象であり、かつ当該期間までに支払いが完了するもの
 - －補助対象経費の詳細は交付規程 別表第1を参照のこと。
 - －交付規程 別表第2に従って、【別紙2】の積算内訳に記入し、経費内訳の資料を提出すること。
- ③ 既存設備の撤去・移設費・廃却費、公官庁への申請、届出費用、本補助金への応募・申請経費等については補助の対象外

2. 事業内容 (5) 補助事業期間

交付決定日(事業開始日)から事業を開始し、遅くとも
2020年2月29日までに事業を完了すること。

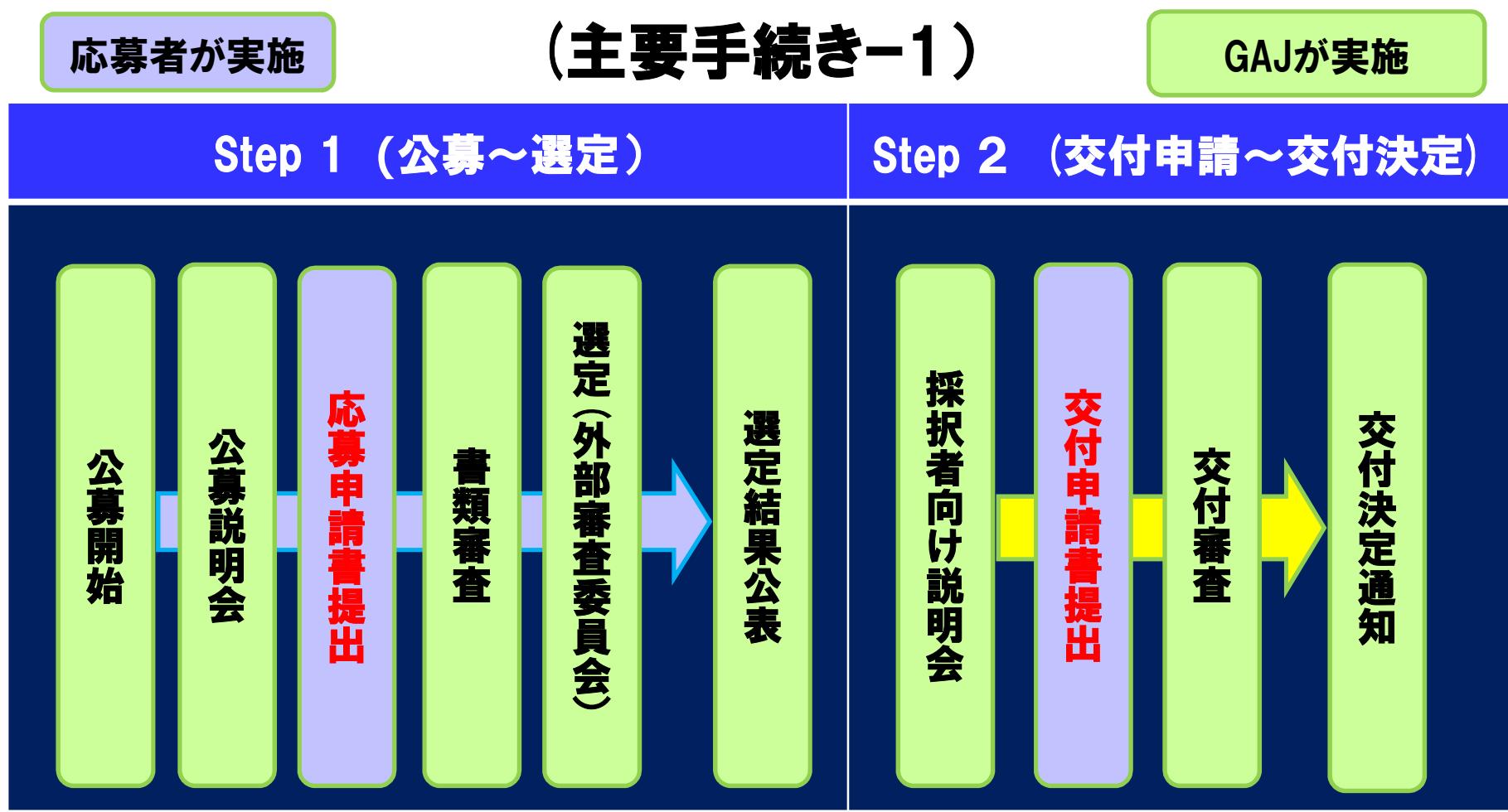
温泉事業で複数年度にわたる事業の場合は、原則**2年度**までとし、全工程を含めた実施スケジュールとし、**年度ごとに工事を切り分けて事業を実施する**。ただし、次年度以降の補助金を約束するものではない。



事業の完了日は、補助事業の工事完了後に施工業者に補助事業に要した経費の支払が完了した日。

ただし、補助事業者に対して、補助事業に要した**経費の請求**がなされた場合を含む。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とするが、補助事業者は補助金を受領した日から**2週間以内**に領収書を協会に提出することが必要。

3. 補助金の交付方法等 (1) 全体の流れ-1



3. 補助金の交付方法等 (2) 全体の流れ-2

応募者が実施

(主要手続き-2)

GAJが実施

事業Step 3 (事業開始～補助金の支払)

事業開始

中間検査

完了実績報告書提出

交付額確定審査

交付額確定通知

精算払請求書提出

補助金の支払

※ PCB事業は交付申請書の提出から始まるので申請手順が異なります。

3. 補助金の交付方法等 (3) 事業完了後

応募者が実施

事業完了後

① 様式第16 事業報告書の提出

初回

事業完了日～
2021年3月31日まで
の成果をまとめて事業
報告書を2021年4月
30日までに提出

2回

2021年4月1日～
2022年3月31日まで
の成果をまとめて事業
報告書を2022年4月
30日までに提出

3回

2022年4月1日～
2023年3月31日まで
の成果をまとめて事業
報告書を2023年4月
30日までに提出

② 帳簿、全ての証拠書類等は、補助事業の完了の日の属する年 度の終了後5年間保存しておく必要があります。



- ※ 2年度に渡る事業の場合は、2年度目の事業完了日以降とする
- ※ 分析・計画・調査事業のみを実施した場合は報告不要
- ※ 事業報告書は、環境大臣宛に提出

3. 補助金の交付方法等

(4) 補助事業者の選定方法 (3次公募要領 p.7~9)

- ① **一般公募**を行い選定する。
- ② 実施計画等をもとに、協会において**書類審査**を行う。
- ③ 書類審査を通過した申請に関して、その後**審査委員会**において、補助対象事業の二酸化炭素削減に係る費用対効果や他の自治体・事業者等への波及効果等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、**補助事業費の範囲内で補助事業の選定**を行う。



審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

3.補助金の交付方法等 (5) 交付申請・交付決定 (3次公募要領 p.8～11)

- ① 3次公募で補助事業の選定をされた事業者に、10月中旬に採択の内示を行います。
- ② 採択者には補助金の**交付申請書**を提出して頂く。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、**事業実施期間に行われる事業**で、かつ**当該期間中に支払が完了するもの**となる。

3. 補助金の交付方法等 (6) 交付申請・交付決定 (3次公募要領 p.8~10)

- ③ 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。
- ア 補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には国からの他の補助金の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。
- ④ 当該年度の補助事業が完了(支払いが完了したこと)したときは、**完了後30日以内**又は**2020年3月10日**のいずれか早い日までに、協会へ「**完了実績報告書**」を提出する。

3.補助金の交付方法等(7)交付申請・交付決定

- ⑤ なお、支払いの完了は経費の請求がなされた場合を含む。
- ⑥ 完了実績報告書に基づく書類審査及び**必要により現地確定検査**を行う。
- ⑦ 協会から補助金の交付額確定通知書を発行。
- ⑧ 補助事業者は、交付額確定通知書に基づいて**精算払請求書**を提出。
- ⑨ 協会は精算払請求書を受領後、補助金を交付する。



交付規程 第8条、第10条、第11条、第12条をご確認ください。

4. 応募方法等

(1) 応募書類

- ① 提出が必要となる書類は、**様式1の2ページに記載する**とおり。
- ② 応募書類のうち、**様式1、別紙1、別紙1別添(別添がある場合)**及び**別紙2**は必ず協会のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成すること。
- ③ 応募は**1施設単位**で行うこと。但し、**継続的かつ反復的に一定の事業活動を行っている区画(同一または隣接・近隣区画)**にある施設であれば、複数施設をまとめて申請することも可とする。

4. 応募方法等 (2) 公募期間

【3次公募期間】

2019年8月22日(木)から9月12日(木)15:00 必着

- ※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。
- ※ 持込は受理できません。
- ※ 3次公募の結果、予算に余裕があれば4次公募を実施する場合がある。

4. 応募方法等 (3) 提出方法

- ① 提出書類は封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び申請する事業に合わせて次の事業名を朱書きで明記のこと。

2019年度 I 設備事業

2019年度 II 熱利用事業

2019年度 III 温泉事業

- ② 提出先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル7階

4. 応募方法等 (4) 応募に必要な書類について

【公募締切】**2019年9月12日(木)15:00必着**

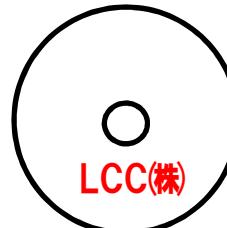
【提出方法】簡易書留等配達記録の残る方法(持参不可)

【応募に必要な書類】

- ① 正本は様式1+別紙1+別紙1別添(別添がある場合)+別紙2+その他添付資料
- ② 副本は様式1+別紙1+別紙1別添(別添がある場合)+別紙2
- ③ 電子媒体(CD/DVD)には添付資料を含めた正本の内容をすべて収めて下さい。



正本1部+副本
1部
(2つ穴、紐とじ)
バインダーやファ
イルは不要

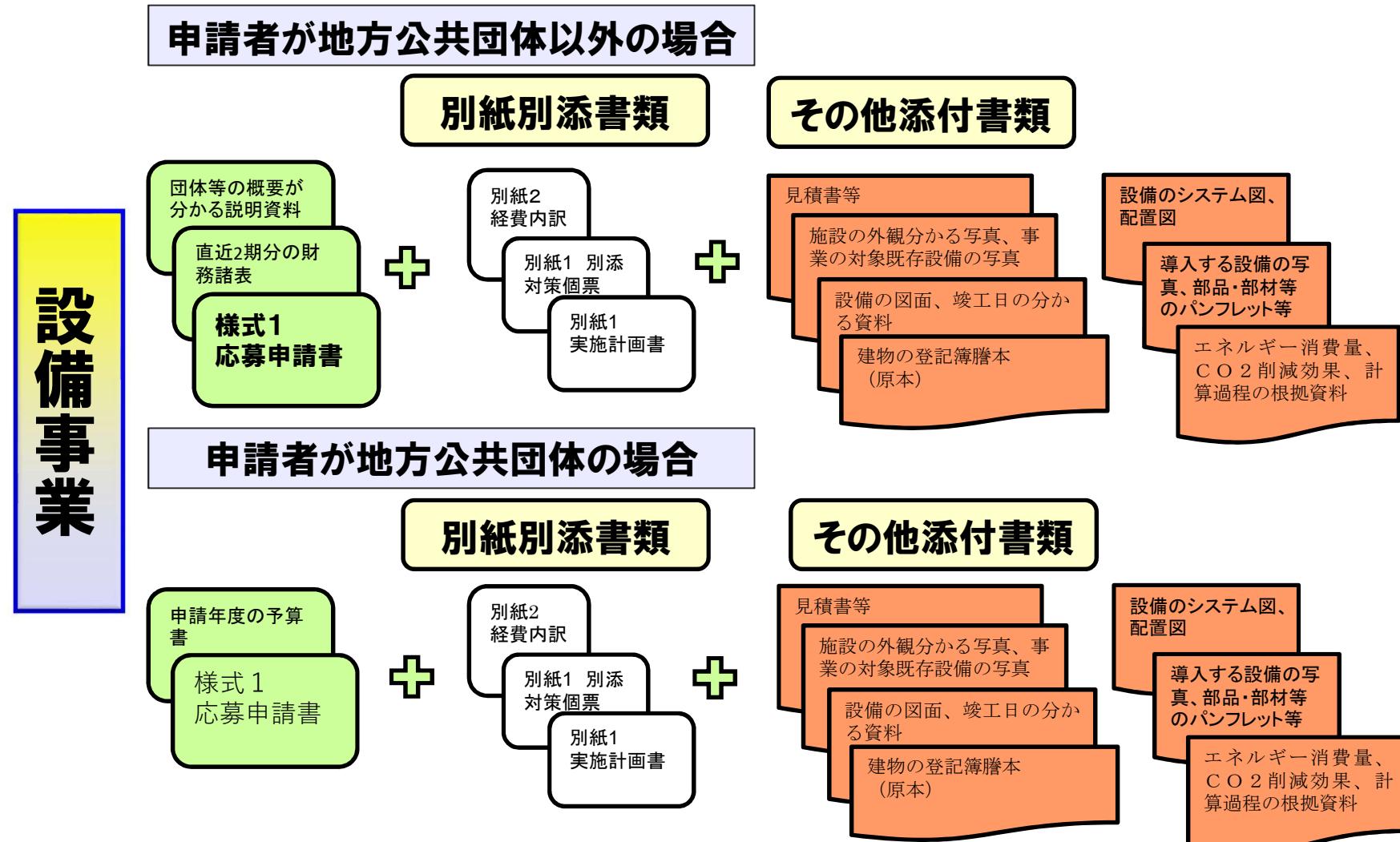


電子媒体
(CD, DVD) 1部
応募者名を記入



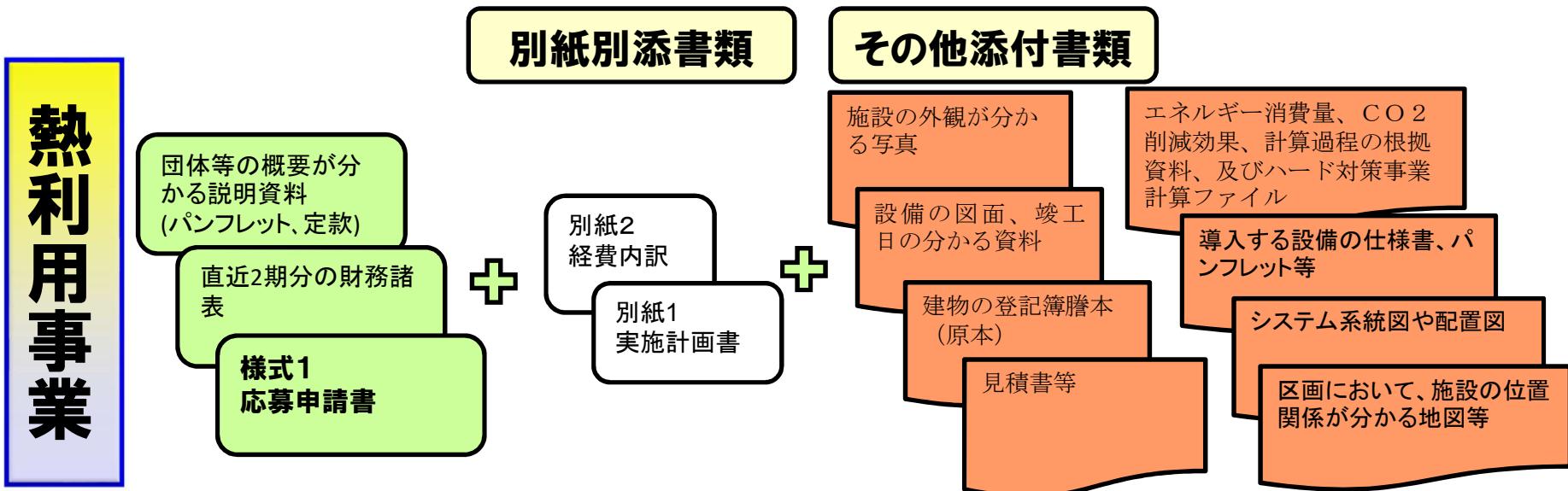
一般社団法人温室効
果ガス審査協会へ
提出

4. 応募方法等 (5) 設備事業 応募に必要な書類



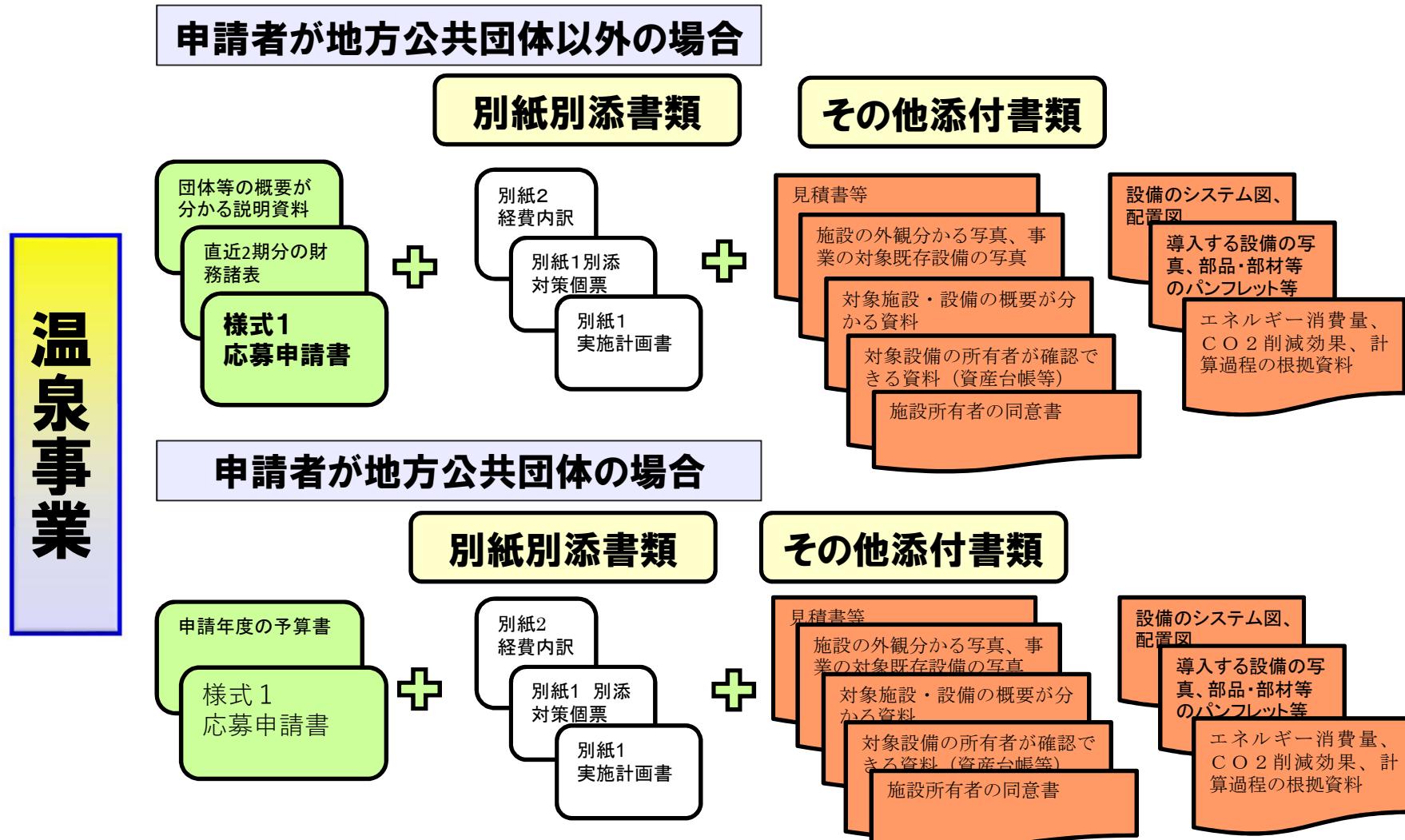
4. 応募方法等

(6) 熱利用事業 応募に必要な書類



※ PCB事業は交付申請書の提出から始まるので提出書類が異なります。

4. 応募方法等 (7) 温泉事業 応募に必要な書類



※ PCB事業は交付申請書の提出から始まるので提出書類が異なります。

4. 応募方法等

(8) 採択結果

【採択結果】

採択した案件については、事業者名・事業概要等を報道発表し、同時に以下の協会ウェブサイトに公表します。

URL: <https://www.gaj.or.jp/>

※ PCB事業は交付申請書の提出から始まるので個別に交付決定通知書を送付致します。

5. 留意事項 (1) 経理

(3次公募要領 p.12~15)

補助事業の経費に関する**帳簿**と全ての**証拠書類**(見積書、発注書、契約書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類)

- ※ **他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要がある。**
- ※ **補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要がある。**

5. 留意事項

(2) 自社調達を行う場合の利益等排除

(3次公募要領 p.13～16)

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、**原価（当該調達品の製造原価など※）**をもって補助対象経費に計上すること。

※ 製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料の提出して頂きます

5. 留意事項

(3) 補助対象設備の財産管理（交付規程 p.3）

- ① 補助事業の実施により取得した財産を処分しようとすると、あらかじめ協会の承認が必要
- ② 補助事業の実施により取得した財産については取得財産等管理台帳を整備すること。
- ③ 法定耐用年数期間内に取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む)を行った場合、補助金の一部返還が生じる場合がある。



原則は法定耐用年数期間内はご使用していただくことになります。

お問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）
ASSET事業運営センター
事業部
eie@gaj.or.jp

